

計画の見直しあたって

1 計画策定の趣旨

小諸市では、「障がいのある人もない人も、誰もが個人の尊厳を重んじられ、地域の中で同じように生活を送れるような条件を整えるべきである」との理念のもと、平成24年度より「小諸市障害者計画（第4次福祉行動計画）（計画期間：平成24年度～平成33年度）」と「第3期小諸市障害福祉計画（計画期間：平成24年度～平成26年度）」を一体化させた「小諸市障がい者プラン～障がい者施策に関する第4次福祉行動計画～（計画期間：平成24年度～平成33年度）」を、令和2年度に「小諸市障がい者プラン～障がい者施策に関する第5次福祉行動計画～（以下「本計画」という。）（計画期間：令和3年度～令和8年度）」を策定し、障がい者施策を総合的に推進してきました。

また、この間、3年を1期とする障害福祉計画を3回、障害児福祉計画を1回更新し、障害福祉サービス等の円滑な提供を図ってきました。

この度、「本計画」の中で、令和3年度から令和5年度までを計画期間とする「第6期小諸市障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画」が満了を迎えることから、障がい福祉サービス見込量等を見直し、前期計画の実施状況を踏まえ、第7期障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画を策定します。

2 計画の性格・位置付け

- (1) 本計画は、障害者計画（第5次福祉行動計画）と併せて、第7期障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画（計画期間：令和6年度～令和8年度）を策定し、本市の障がい者を取り巻く現状と課題や環境の変化等を踏まえつつ、具体的推進方策、達成すべき障害福祉サービス等の目標などを明らかにし、障がい者施策の総合的な推進を図るものです。

◆ 小諸市障害者計画（第5次福祉行動計画）

障害者基本法第11条第3項の規定による「障害者のための施策に関する基本的な計画」

◆ 第7期小諸市障害福祉計画

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）第88条第1項の規定による「厚生労働大臣が定める基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他障害者総合支援法に基づく業務の円滑な実施に関する計画」

◆ 第3期小諸市障害児福祉計画

児童福祉法第33条の20第1項の規定による「厚生労働大臣が定める基本指針に即して、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画」

- (2) 本市では、「持続可能な開発目標（SDGs）実施指針」の趣旨を理解し、SDGsの達成に向けた取り組みを推進します。

本計画は、「小諸市総合計画」を最上位計画とし、福祉分野の上位計画である「小諸市地域福祉計画」の個別計画に位置付けられており、SDGsの趣旨を最大限尊重するものとします。

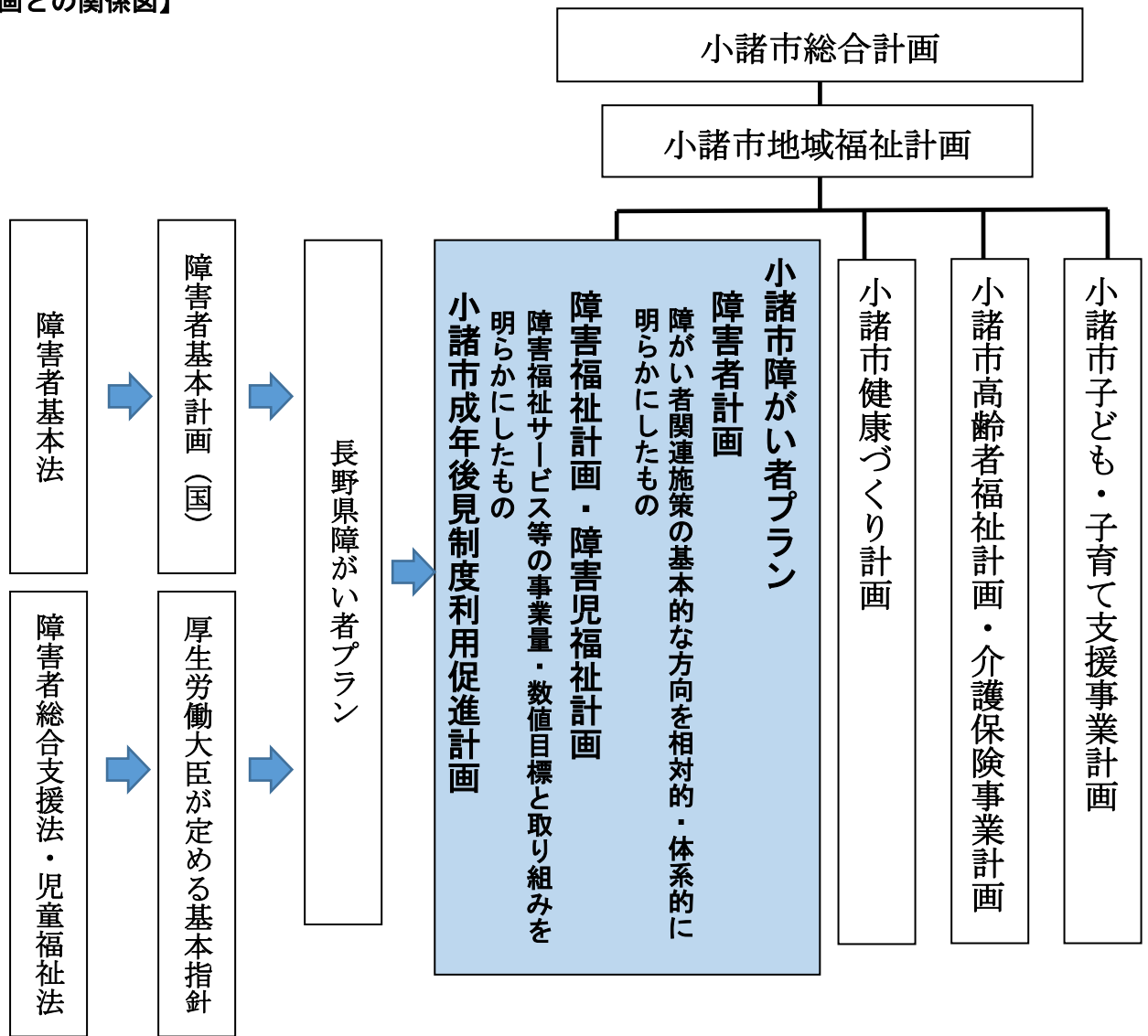
小諸市総合計画第12次基本計画においては、SDGsの17のゴールと169のターゲットを意識した市政運営を行っていくことで、持続可能なまちづくりを目指します。

「障がい」という表記について

本計画では、「障害」と「障がい」の二つの言葉を使用しています。

法令用語や固有の名称などに使用されている場合は、「障害」を使用していますが、広く障がいを表す場合は、「障がい」を使用しています。

【各計画との関係図】



SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



3 計画の期間

障害者計画（第5次福祉行動計画）の計画期間は、令和3年度から令和8年度までの6年間とします。

第7期障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画の計画期間は、令和6年度から令和8年度までの3年間とします。

【国・県・市の計画】

年度	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
国の計画	第4次障害者基本計画 (H30～H34)					第5次障害者基本計画 (R5～R9)			
県の計画	障がい者プラン 2018 (H30～H35)						障がい者プラン 2024 (R6～R11)		
市の計画				小諸市障がい者プラン (障がい者施策に関する第5次福祉行動計画) (R3～R8)					
	障害者計画(第4次福祉行動計画)(H24～H33)			障害者計画(第5次福祉行動計画) (R3～R8)					
	第5期障害福祉計画 第1期障害児福祉計画 (H30～H32)			第6期障害福祉計画 第2期障害児福祉計画 (R3～R5)			第7期障害福祉計画 第3期障害児福祉計画 (R6～R8)		

4 障がい者施策の動向

(1) 関係法令・制度等の動き

平成23年6月「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」成立
(平成24年10月施行)

- ・障がい者虐待に対応する窓口の設置
- ・虐待が疑われる者を発見した際の通報義務を規定

平成23年7月「障害者基本法の一部を改正する法律」成立
(平成23年8月施行)

- ・目的規定の見直し
- ・障がい者の定義の見直し
- ・地域社会における共生
- ・差別の禁止 等

平成24年6月「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」改正
(平成25年施行、一部平成26年4月施行)

- ・障害者自立支援法から法律名変更
- ・障がい者の範囲に難病等を追加

平成24年6月「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」成立

- ・地方公共団体等に、障害者就労施設等の受注機会の増大を図るための措置を講ずるよう努める責務を規定 等

平成25年6月「障害を理由とする差別の解消に関する法律」成立
(平成28年4月施行)

- ・障がいを理由とする差別的取扱いの禁止や合理的配慮の提供等を規定 等

平成25年6月「障害者の雇用の促進等に関する法律」改正

(平成28年4月施行、一部平成30年4月施行)

- ・雇用分野における障がい者を理由とする差別的取扱いの禁止や合理的配慮の提供義務を規定 等

平成25年6月「精神保健及び精神障害者福祉法に関する法律」改正

(平成26年4月施行、一部平成28年4月施行)

- ・保護者制度の廃止
- ・医療保護入院の見直し 等

平成26年1月「障害者権利条約」の批准

- ・障がい者の人権や基本的自由の享有を確保し、障がい者の固有の尊厳の尊重を促進するため、障がい者の権利を実現するための措置等を規定 等

平成26年5月「難病の患者に対する医療等に関する法律」成立

(平成27年1月施行)

- ・難病に係る新たな公平かつ安定的な医療費助成制度の確立 等

平成28年5月「発達障害者支援法の一部を改正する法律」成立

(平成28年8月施行)

- ・ライフステージを通じた切れ目のない支援、家族等も含めたきめ細かな支援の推進
- ・発達障害者支援地域協議会の設置 等

平成28年4月「成年後見制度の利用の促進に関する法律」成立

(平成28年5月施行)

- ・判断能力が不十分な人に代わり、財産管理や契約行為を行える成年後見制度の利用促進を図る

平成28年5月「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」の改正

(平成30年4月施行、一部平成28年6月施行)

- ・「生活」と「就労」に対する支援の充実
- ・高齢障がい者による介護保険サービスの円滑な利用促進のための見直し
- ・障がい児支援の拡充 等

令和3年5月「障害を理由とする差別の解消に関する法律」の改正

(令和6年4月施行)

- ・これまで民間の事業者の「努力義務」とされていた合理的配慮の提供が、国や地方公共団体などと同様に「義務」（法的義務）とされた 等

令和3年6月「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」成立

(令和3年9月施行)

- ・医療的ケア児及びその家族に対する支援に関しての国の、地方公共団体等の責務を明記

令和4年4月「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法（障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律）」成立

(令和4年5月施行)

- ・障がいのある人による情報取得等に資する機器等の開発及び普及の促進
- ・質の向上に関する行儀の場の開催 等

令和4年12月「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」の改正

(令和5年4月施行)

- ・障がい者の地域生活の支援の充実
- ・障がい者の多様な就労ニーズに対する支援、障がい者雇用の質の向上
- ・難病患者や小児慢性特定疾患児童に対する支援の強化 等

(2) 長野県の取組

長野県は、令和6年3月に長野県障害者計画、第7期障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画を一体化した「長野県障がい者プラン2024」を策定しています。

「長野県障がい者プラン2024」では、基本理念を「障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し、つながり、支え合い、活かし合う「誰にでも居場所と出番があり生きる喜びを感じられる長野県」を目指します。」とし、以下の4点を重点的に取り組む施策として掲げています。

① 共生社会の実現に向けた取組の強化

共生社会の実現を目指して、全ての県民が障がいに対する理解を深め障がいのある人の権利を擁護する取組を推進します。

② 地域生活を支えるサービス基盤の充実

自ら選択した地域で安心して暮らし続けられるよう、必要な相談支援体制やサービス基盤の整備等の取組を推進します。

③ 出番があり生きがいを感じられる生活の保障

生きがいのある充実した生活を保障するため、就労支援、スポーツや文化芸術活動など社会参加の支援、情報保障の充実等の取組を推進します。

④ 多様な障がいに対する支援の推進

医療的ケア、重症心身障がい、発達障がい、強度行動障がいなどの障がい特性に応じた支援の充実を図ります。

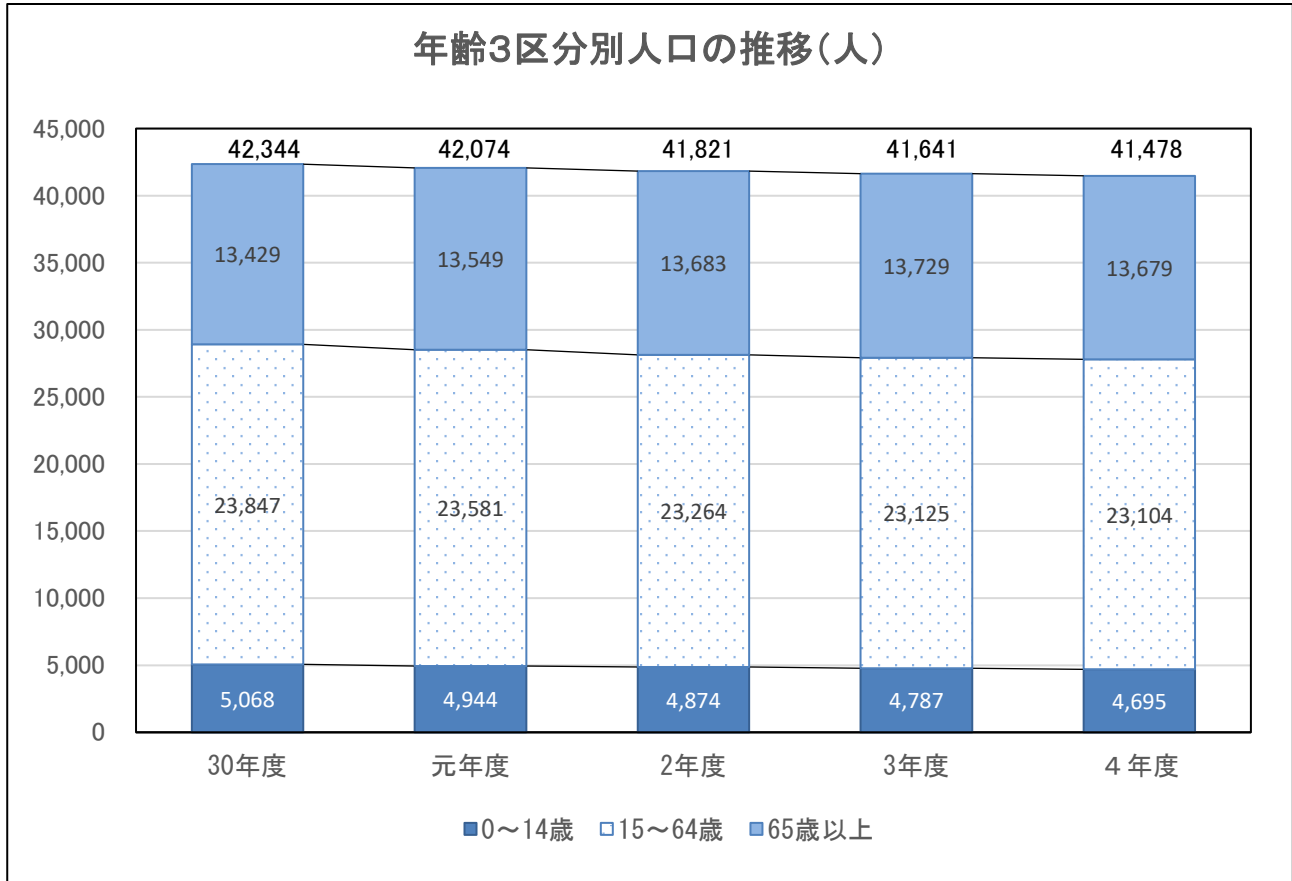
5 計画の推進と進行管理

本計画の進行管理にあたっては、Plan（計画）、Do（実行）、Check（評価）、Action（改善）を繰り返す「PDCAサイクルマネジメント」により実施し、必要があると認めるときは、計画の変更、事業の見直し等を行い、実効性のある計画を目指します。

6 障がいのある人の状況

【人口の推移】

本市の人口は、令和4年度が41,478人で、平成30年度の42,344人と比べ866人減少しています。年齢3区分別では、0歳から14歳までの年少人口と15歳から64歳までの生産年齢人口が減少しているのに対し、65歳以上の老年人口が増加しています。人口・年少人口ともに減少傾向で推移し、老年人口が増加しており、少子高齢化が進んでいます。



※ 各年度末時点の住民基本台帳の人口集計による

【障害者手帳所持者数等の推移】

令和5年3月末現在の障害者手帳所持者数は、身体障がい者1,645人、知的障がい者437人、精神障がい者589人、合計2,671人となっています。

身体障がい者については、近年減少傾向にあります。平成30年度と比較して、知的障がい者は21人(5.0%)、精神障がい者は101人(20.7%)増加しています。

(単位:人)

障がい別	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度
身体障がい者	1,758	1,726	1,699	1,677	1,645
知的障がい者	416	416	422	425	437
精神障がい者	488	524	549	554	589
合計	2,662	2,666	2,670	2,656	2,671

※ 「障害者統計」報告数値より

(1) 身体障がい者

① 身体障害者手帳所持者数（障がい等級別）

等級別で見ると、3級・4級の中度障がい者が766人（46.6%）と最も多く、等級別の推移では、平成30年度から令和4年度までの5年間で、重度が39人（5.9%）、中度が62人（7.5%）、軽度が12人（4.5%）減少しています。

（単位：人）

等級別		H30年度		R元年度		R2年度		R3年度		R4年度	
1級	重度	426	662	419	655	421	650	412	645	394	623
2級		236		236		229		233		229	
3級	中度	357	828	349	816	341	801	348	789	336	766
4級		471		467		460		441		430	
5級	軽度	119	268	110	255	111	248	109	243	112	256
6級		149		145		137		134		144	
合計		1,758		1,726		1,699		1,677		1,645	

※「障害者統計」報告数値より

② 身体障害者手帳所持者数（障がい部位別）

部位別で見ると、肢体不自由が844人（51.3%）と最も多く、次いで内部障がい者が505人（30.7%）、聴覚・平衡機能障がい者が296人（18.0%）となっています。

平成30年度と比較して、肢体不自由が減少していますが、それ以外は増加しています。

（単位：人）

部位別		H30年度		R元年度		R2年度		R3年度		R4年度	
視覚障がい	聴覚・平衡機能	84	291	84	289	88	286	88	283	87	296
聴覚障がい		170		169		164		160		172	
ろうあ		12		12		12		13		14	
平衡機能障がい		5		5		5		4		4	
音声言語機能障がい		18		17		16		17		17	
そしゃく機能障がい		2		2		1		1		2	
心臓機能障がい	内部障がい	252	490	252	488	256	499	260	509	262	505
じん臓機能障がい		107		104		114		120		115	
肝臓機能障がい		2		2		2		2		3	
呼吸器機能障がい		33		33		32		34		35	
ぼうこう・直腸機能障がい		79		79		76		76		74	
小腸機能障がい		1		1		1		1		1	
免疫機能障がい		16		17		18		16		15	
体幹機能障がい	肢体不自由	198	977	200	949	186	914	177	885	168	844
上肢切断		28		26		25		26		25	
上肢機能障がい		202		195		189		194		193	
下肢切断		18		17		17		14		13	
下肢機能障がい		531		511		497		474		445	
合計		1,758		1,726		1,699		1,677		1,645	

※「障害者統計」報告数値より

(2) 知的障がい者

療育手帳所持者数（障がい程度別）

程度別では重度（A 1）が138人（31.6%）、中度（A 2・B 1）が140人（32.0%）、軽度（B 2）が159人（36.4%）となっています。

平成30年度と比較して、21人（5.0%）増加しています。

（単位：人）

程度別	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度
A 1	140	141	141	137	138
A 2	5	5	4	4	4
B 1	127	123	129	131	136
B 2	144	147	148	153	159
合計	416	416	422	425	437

※「障害者統計」報告数値より

(3) 精神障がい者

① 精神障害者保健福祉手帳所持者数（障害等級別）

等級別では、1級が286人（48.6%）、2級が254人（43.1%）、3級が49人（8.3%）となっています。

平成30年度と比較して、1級が29人（11.3%）、2級が61人（31.6%）、3級が11人（28.9%）増加しています。

（単位：人）

等級別	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度
1 級	257	267	274	272	286
2 級	193	223	233	237	254
3 級	38	34	42	45	49
合計	488	524	549	554	589

※「決算統計」報告数値より

② 自立支援医療（精神通院医療）支給認定者

平成30年度と比較して84人（11.8%）増加しています。

（単位：人）

精神通院医療支給認定者	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度
	711	783	867	834	795

※「決算統計」報告数値より

(4) 小学校における特別支援学級在籍状況（令和5年5月1日現在）

（単位：人）

	学級数	児童数		
		低学年	高学年	合計
特別支援学級	17 学級	68	77	145
通級指導教室	2 学級	6	14	20

(5) 中学校における特別支援学級在籍状況（令和5年5月1日現在）

	学級数	児童数			
		1年生	2年生	3年生	合計
特別支援学級	9学級	27	13	22	62
通級指導教室	2学級	5	0	1	6

(6) 特別支援学校における障がい児の在学状況（令和5年5月1日現在）

（単位：人）

	児童数		
	小学部	中学部	合計
養護学校（知的障がい）	18	12	30
盲学校（視覚障がい）	0	0	0
ろう学校（聴覚障がい）	1	1	2
養護学校（肢体不自由）	1	1	2

(7) 特別児童扶養手当給付受給者数

（単位：人）

特別児童扶養手当 受給者数	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度
	191	192	193	204	218

(8) 特別児童扶養手当対象者数（令和6年1月1日現在）

（単位：人）

特別児童扶養手当対象者数	265
--------------	-----

第1章 障害者計画

I 計画の概要

1 基本理念

誰もが自分らしく、共に支え合い、安心して暮らし続けることができるまち こもろ

障がいのある人もない人も、すべての人が共に支え合い、住み慣れた地域で自分らしく安心して暮らしていくことができるまちを目指します。

2 基本的視点

(1) 共生社会の実現を目指して、すべての人が理解を深め支え合う「心のバリアフリー」を推進

障がいの有無にかかわらず、すべての人が相互に理解を深め、支え合う「心のバリアフリー」を推進するとともに、障がいを理由とした不当な差別的取扱いや虐待を受けることがないよう、障がい者の権利を擁護する取り組みを推進します。

(2) 誰もが、地域で安心して暮らせる自立生活への支援

障がいの種別、軽重にかかわらず、自ら選んだ地域で、自分らしく安心して生活していけるように、必要なサービス基盤の整備を図るとともに、安全で暮らしやすいまちづくりを推進します。

また、障がいの内容やライフステージに応じた切れ目のない総合的な支援ができる環境を整備するために、保健・医療・福祉・教育・労働などの関係機関の連携を推進します。

(3) 生きがいのある、充実した生活を送ることができる社会づくりの推進

障がいのある人も就労やスポーツ、文化活動など、社会のあらゆる活動に主体的に参加し、自分らしく、生きがいのある、充実した人生を送ることができる社会づくりに取り組みます。

3 施策体系

【基本理念】

【施策】

誰もが自分らしく、共に支え合い、安心して暮らし続けることができるまち
こもろ

1 権利擁護の推進

- (1) 障がいに対する理解の促進
- (2) 権利擁護、虐待防止の推進

2 地域生活の支援

- (1) 地域生活移行の支援、在宅福祉サービスの充実
- (2) 生活の安定に向けた取り組み
- (3) 相談支援体制の充実

3 安全で暮らしやすい地域づくり

- (1) 安全な暮らしの確保
- (2) 誰もが暮らしやすいまちづくり

4 社会参加の促進

- (1) 就労支援の充実
- (2) 移動、情報コミュニケーション支援の充実
- (3) スポーツ、文化芸術、レクリエーション活動の振興

5 ライフステージに応じた切れ目のないサービス基盤の充実

- (1) 健康づくりの推進
- (2) 教育・療育体制の充実

II 施策の展開

1 権利擁護の推進

(1) 障がいに対する理解の促進

【現状と課題】

- 障がいのある人が住み慣れた地域で安心して社会生活を送るためには、地域や周囲の人達が障がいについて理解し、正しい知識を持つ必要があります。障がいのある人を対象としたアンケート調査では、多くの方が「障がいや障がい者の福祉についての関心や理解を深めるための啓発が必要」と回答しています。

このような課題を解消していくためには、啓発・広報活動の推進を図りながら、若い年齢層からの福祉教育や交流、また、障がいのある人と実際にふれあう機会を拡充するなど、障がいや障がいのある人に対する理解を深め、支え合う地域づくりが大切です。こうした広報活動、イベントや学習機会等を通じて心のバリアフリー化を推進するとともに、障がいの有無にかかわらず、誰もがお互いに尊重し合える社会を目指した取り組みが必要です。

- 障がいのある人を対象としたアンケート調査で、「どこに相談したらよいかわからない」と回答した方が多いことがわかりました。障がいのある人が地域で安心して生活ができるよう、各種相談窓口の周知を図る必要があります。

【施策の方向】

- **啓発・広報の推進**
 - ・公式ホームページや広報誌などにより、障がいに関する理解の促進を図ります。
 - ・障がいのある人への配慮や支援が適切に行われるよう、ヘルプマーク等の普及・啓発を図ります。
 - ・人権懇談会等において、あらゆる人権を尊重する啓発活動を行います。
- **福祉教育の推進**
 - ・障がいや障がいのある人に対する理解を深めるため、ライフステージに応じた福祉教育を行います。
- **ボランティア活動の推進**
 - ・小諸市社会福祉協議会と連携し、ボランティアの活動を支援し、地域福祉活動の充実を図ります。
- **障がいのある人とない人との交流機会の拡大**
 - ・各種団体、福祉事業所等と連携し、障がいのある人とない人が交流できる機会を拡大し、障がいに対する理解の促進を図ることで心のバリアフリーを推進します。

(2) 権利擁護、虐待防止の推進

【現状と課題】

- 障がいのある人が主体的で豊かな地域生活を送るためには、一人ひとりの人権が尊重され、権利が守られていることが重要です。障がいのある人を対象としたアンケート調査では、多くの方が「成年後見制度を知らない」と回答していることから、障がいのある人の権利擁護を推進するため、成年後見制度の周知や利用促進が必要です。

障がいのある人の権利擁護と財産管理の支援については、成年後見制度の利用促進を図るとともに、成年後見制度の利用を支援するための費用を助成する成年後見制度利用支援事業を実施しています。

- 障がい者虐待防止センターを設置し、虐待の防止や早期発見に取り組んでいます。

【施策の方向】

- **権利擁護の推進と障がい者差別の解消**
 - ・佐久広域連合障害者相談支援センター等と連携し、障がい者に対する虐待や差別の早期発見や防止のための体制を強化します。
 - ・判断能力が十分でない障がい者等の日常生活を援助するため、小諸市社会福祉協議会と連携し、日常生活自立支援事業の利用を促進します。

○ 権利行使の推進

- ・ さく成年後見支援センター、佐久広域連合と連携し、成年後見制度の周知及び利用促進を図るとともに、法人後見の機能強化を図ります。

2 地域生活の支援

(1) 地域生活移行の支援、在宅福祉サービスの充実

【現状と課題】

- 住み慣れた地域での生活を望む障がいのある人のニーズに応じたサービスの提供が必要です。
- 障がいのある人が地域の中で自立した生活を営んでいくためには、生活の場となるグループホーム、日中活動の場となる生活介護や就労継続支援等の生活基盤の充実が必要です。
- 一人ひとりの障がい特性に応じた適切なサービスが提供されるよう、在宅福祉サービス事業所の充実を図るとともに、相談支援体制の充実を図る必要があります。

【施策の方向】

- **地域生活移行の支援**
 - ・ 障がいのある人が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、自立生活援助等の活用を促進し、障がいのある人の地域生活を支援します。
- **在宅福祉サービス体制の充実**
 - ・ 障がいのある人の地域での生活の場を確保するため、社会福祉法人等と連携しグループホームの整備を促進し、地域移行を推進します。
 - ・ 障がいのある人の多様なニーズや特性に対応するため、関係機関等と連携し相談支援体制の充実を図るとともに、サービス提供体制の充実を図ります。
 - ・ 地域活動支援センターを活用し、障がいのある人の創作的活動又は生産活動の機会の提供及び社会との交流を促進します。

(2) 生活の安定に向けた取り組み

【現状と課題】

- 障がいのある人の生活安定のため、特別児童扶養手当などの各種手当制度等の周知を図り、経済的な自立を支援します。

【施策の方向】

- **各種手当制度等の周知**
 - ・ 特別児童扶養手当、特別障害者手当、障害児福祉手当等の各種手当や自動車税の減免制度等について、公式ホームページや広報誌などにより周知を図ります。
- **重度障がい児（者）への医療費の助成**
 - ・ 障がい児（者）の経済的負担を軽減し、必要な医療が受けられるよう、福祉医療費、自立支援医療制度など医療費の自己負担軽減に係る制度について周知します。

(3) 相談支援体制の充実

【現状と課題】

- 障がいのある人が地域の中で自立した生活を送るためには、本人や家族の意思を尊重し、必要なサービス等の支援に繋げる相談支援体制の強化が必要です。
- 障がいのある人の多様化するニーズに対応するため、相談支援専門員の拡充が必要です。

【施策の方向】

- **相談支援体制の強化**
 - ・ 佐久圏域障害者自立支援協議会、佐久広域連合障害者相談支援センター及び指定相談支援事業所等の関係機関との連携を強化し、相談支援体制の充実を図ります。
 - ・ 多様化するニーズに対応するため、指定相談支援事業所の拡充を図ります。
- **相談を担う人材の育成と資質向上**
 - ・ 佐久広域連合障害者相談支援センター等と連携し、相談支援専門員の資質向上と人材育成を

図るとともに、「主任相談支援専門員」の計画的な配置を目指します。

3 安全で暮らしやすい地域づくり

(1) 安全な暮らしの確保

【現状と課題】

- 障がいのある人を犯罪から守り、安全・安心なまちづくりを推進するため、広報啓発活動の充実や関係機関等と連携した防犯活動の推進が必要です。
- 災害時における障がいのある人の避難支援体制の確立が必要です。
- 避難行動要支援者名簿及び災害時等住民支え合いマップの更新・充実が必要です。
- 現在、新型コロナウイルス感染拡大の影響で、地域の支え合いの力の低下が危惧される状況にあり、コロナ禍に合わせた災害対策、感染症対策に取り組む必要があります。

【施策の方向】

- **防犯対策の推進**
 - ・公式ホームページや広報誌、防災行政無線等による広報啓発活動を充実させるとともに、警察や地域の民生児童委員等との連携による防犯活動を推進します。
- **防災対策の充実**
 - ・自主防災組織の整備を推進し、地域での支え合いによる避難支援体制の構築を推進します。
 - ・コロナ禍における新しい生活様式の下、避難行動要支援者名簿及び災害時等住民支え合いマップの更新・充実を推進するとともに、自主防災組織における防災訓練の実施を推進します。

(2) 誰もが暮らしやすいまちづくり

【現状と課題】

- 障がいのある人が身近な地域で安全に社会参加できるよう、公共建築物や交通安全施設等のバリアフリー化が必要です。
- 障がいのある人の住居環境を改善し、住み慣れた地域社会で自立して生活できるよう支援することにより、障がい者福祉の向上と家庭介護者の負担軽減を図ることが必要です。

【施策の方向】

- **バリアフリー化の推進**
 - ・「長野県福祉のまちづくり条例」に基づき、誰もが利用しやすい施設整備を推進します。
 - ・信州パーキング・パーミット制度の普及・啓発を推進します。
- **住宅改良促進事業等の推進**
 - ・日常生活をできる限り自力で行えるように、障がいのある人の居住環境を改善し、住み慣れた家や地域で暮らし続けることができるように支援します。

4 社会参加の促進

(1) 就労支援の充実

【現状と課題】

- 精神障がい者の雇用の義務化や法定雇用率の引き上げにより、障がい者雇用の更なる促進の取り組みが必要です。
- 一般就労が困難な障がいのある人に働く機会を提供する福祉的就労の充実が必要です。
- 「小諸市障がい者就労施設等からの物品等調達方針」に基づき、発注の推進が必要です。

【施策の方向】

- **相談支援体制の充実**
 - ・ハローワーク、佐久圏域障がい者就業・生活支援センターほーぷ、養護学校や就労支援事業所等と連携し、障がいのある人の適性や能力に応じた支援が受けられるよう相談支援体制の強化を図ります。
- **一般就労の促進**
 - ・佐久圏域障害者自立支援協議会等と連携し、民間企業に対する障がいへの理解を深めるため

の啓発を行うとともに、トライアル雇用やジョブコーチ等の制度の利用促進を図ります。

・就労移行支援等の各種サービスの利用促進を図り、障がいのある人の一般就労を促進します。

○ 福祉的就労の促進

・障がい特性に配慮した就労場所の確保など福祉的就労の場の充実を図るとともに、福祉的就労から一般就労へ移行するための支援の充実に取り組みます。

・工賃向上に向けた企業等からの受注確保や販路拡大等の事業所の取り組みを支援します。

・「小諸市障がい者就労施設等からの物品等調達方針」に基づき、発注の拡大に努めます。

(2) 移動、情報コミュニケーション支援の充実

【現状と課題】

○ 障がいのある人の社会参加を支援するため、移動支援事業や福祉有償運送の利用促進が必要です。

○ 障がいのある人に届かない情報があるため、情報のバリアフリー化が必要です。

【施策の方向】

○ 移動手段の確保

・移動支援事業の利用促進を図り、障がいのある人の社会参加を支援します。

・一人では公共交通機関を利用できない障がいのある人の社会参加を促進するため、事業者の協力のもと福祉有償運送の利用促進を図ります。

○ コミュニケーション支援体制の充実

・佐久広域連合障害者相談支援センターと連携し、手話奉仕員・要約筆記奉仕員養成講座を開催し、人材の確保・育成を図ります。

・障がい特性に応じた情報・意思疎通支援用具を給付します。

(3) スポーツ、文化芸術、レクリエーション活動の振興

【現状と課題】

○ 障がいのある人がスポーツ、文化芸術、レクリエーション活動を楽しむことができるよう、利用しやすい施設・設備の整備の推進が必要です。

○ 障がいのある人とない人が共に参加しやすい環境づくりの促進が必要です。

【施策の方向】

○ スポーツ、レクリエーション活動の支援

・障がいの状態に応じて楽しめるスポーツが普及し、楽しめるよう、障がい者スポーツ指導員等の養成・確保に努めます。

・障がいのある人とない人が共に参加できるイベント等の開催に努めます。

・佐久地区障がい者スポーツ大会等への参加を支援します。

・施設の改修等の際は、バリアフリー化を推進します。

○ 文化芸術活動の振興

・作品展など文化芸術活動の発表の場を提供します。

・長野県障がい者文化芸術祭への作品出展を支援します。

5 ライフステージに応じた切れ目のないサービス基盤の充実

(1) 健康づくりの推進

【現状と課題】

○ 障がいのある人が地域で心身共に健康で安心して生活するうえで、障がいの発生原因となる率が高い疾病等の予防や、早期発見・早期治療の体制の充実、保健・医療・福祉が連携し適切な医療や支援につながる体制作りが求められています。

各種健康診査や育児・健康相談等を行い、すべてのライフステージにおいて健やかな生活が送れるよう取り組むとともに、障がいの発生や重度化を防ぐため、保健医療体制の更なる充実が必要です。

○ 精神障害者保健福祉手帳所持者と精神通院医療支給認定者が年々増加しており、こころの健康づくりへの取り組みが重要性を増しています。

【施策の方向】

○ 健康づくりの推進

- ・ 特定健診をはじめとする生活習慣病健診の受診率の向上を目指し、健診の重要性について啓発するとともに、健康相談、保健指導の体制を充実し、生活習慣病の重症化予防に取り組みます。
- ・ 保健推進委員会や食生活改善推進協議会などの地区組織や自主的健康づくり組織の育成を図ります。

○ こころの健康づくりへの取り組み

- ・ 相談体制を充実させるとともに、精神疾患に関する正しい理解や知識の普及・啓発を図ります。
- ・ 自殺予防対策委員会と連携し、自殺予防対策に取り組むとともに、ゲートキーパーの養成を推進します。
- ・ 精神障がい者家族会や依存症の自主グループ、専門医療機関や事業所等と連携し、精神障がいの回復や自立に向けた支援を行います。

(2) 教育・療育体制の充実

【現状と課題】

- 発達の支援が必要な児童は、保護者に寄り添いながら早期に支援をしていく必要があります。
- 障がいの多様化に伴い、療育支援を必要とする障がい児の相談が増加しているため、相談支援体制の充実が必要です。
- 医療的ケア児が地域で適切な支援を受けることができる体制整備が必要です。
- 支援を必要とする児童・生徒が増加するなか、各学校において学校長主導の下、特別支援教育コーディネーターを中心とした校内支援体制の構築が必要です。

【施策の方向】

○ 早期発見、支援体制の充実

- ・ 乳幼児健診の高い受診率を維持するとともに、発達の支援が必要な児童の早期発見、早期支援を行います。

○ 療育支援体制の整備

- ・ 地域の療育支援の中核的な施設となる、児童発達支援センターの体制整備に努めます。
- ・ 障がい児の健やかな育成のため、佐久圏域障害者自立支援協議会等の関係機関と連携し、ライフステージに応じた、切れ目のない支援を行います。
- ・ 医療的ケア児が身近な地域で適切な支援を受けられるよう、医療機関や学校等の関係機関と連携し、支援体制の整備に努めます。

○ 特別支援教育の充実

- ・ 障がいのある児童・生徒の実情に応じた特別支援教育支援員の配置に努めます。また、各学校において、多様なニーズに応じた支援を提供できるように努めます。

○ あたたかい心を育てる教育の充実

- ・ 地域共生社会の実現のため、あたたかい心を育てる教育の充実を図ります。
- ・ 障がいの有無にかかわらず、すべての児童・生徒が持てる力を最大限に発揮し、共に学び合うインクルーシブ教育の推進を図ります。

第2章 障害福祉計画及び障害児福祉計画

I 計画の概要

1 計画策定の趣旨

本市では、障害者総合支援法及び児童福祉法に基づき、障害福祉サービスや障がい児支援の提供体制の確保に係る目標、必要なサービス量の見込み及びその確保方策について、障害福祉計画及び障害児福祉計画を策定し、障害福祉サービスや障がい児支援の円滑な提供を図ってきました。

この度、令和3年度から令和5年度までを計画期間とする「第6期小諸市障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画」の期間が満了を迎えたことから、障害福祉サービスや児童福祉法に基づくサービス等の目標値や見込み量を設定した「第7期小諸市障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画」を一体的に策定するものです。

2 計画の位置付け

「第7期障害福祉計画」は、障害者総合支援法第88条第1項に基づく「市町村障害福祉計画」として位置付けます。

「第3期障害児福祉計画」は、児童福祉法第33条の20に基づく「市町村障害児福祉計画」として位置付けます。

障害福祉計画及び障害児福祉計画は、国の「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」や「長野県障がい者プラン」等との整合性を図りつつ、本市の障がい児（者）を取り巻く現状と課題や環境の変化等を踏まえ、具体的推進方策、達成すべき障害福祉サービスの目標等を明らかにし、障がい児（者）施策の総合的な推進を図るものです。

また、設定した目標に関しては、国や県の支援や市民、サービス事業者の理解と協力を得ながら、その達成を目指します。

3 計画の期間

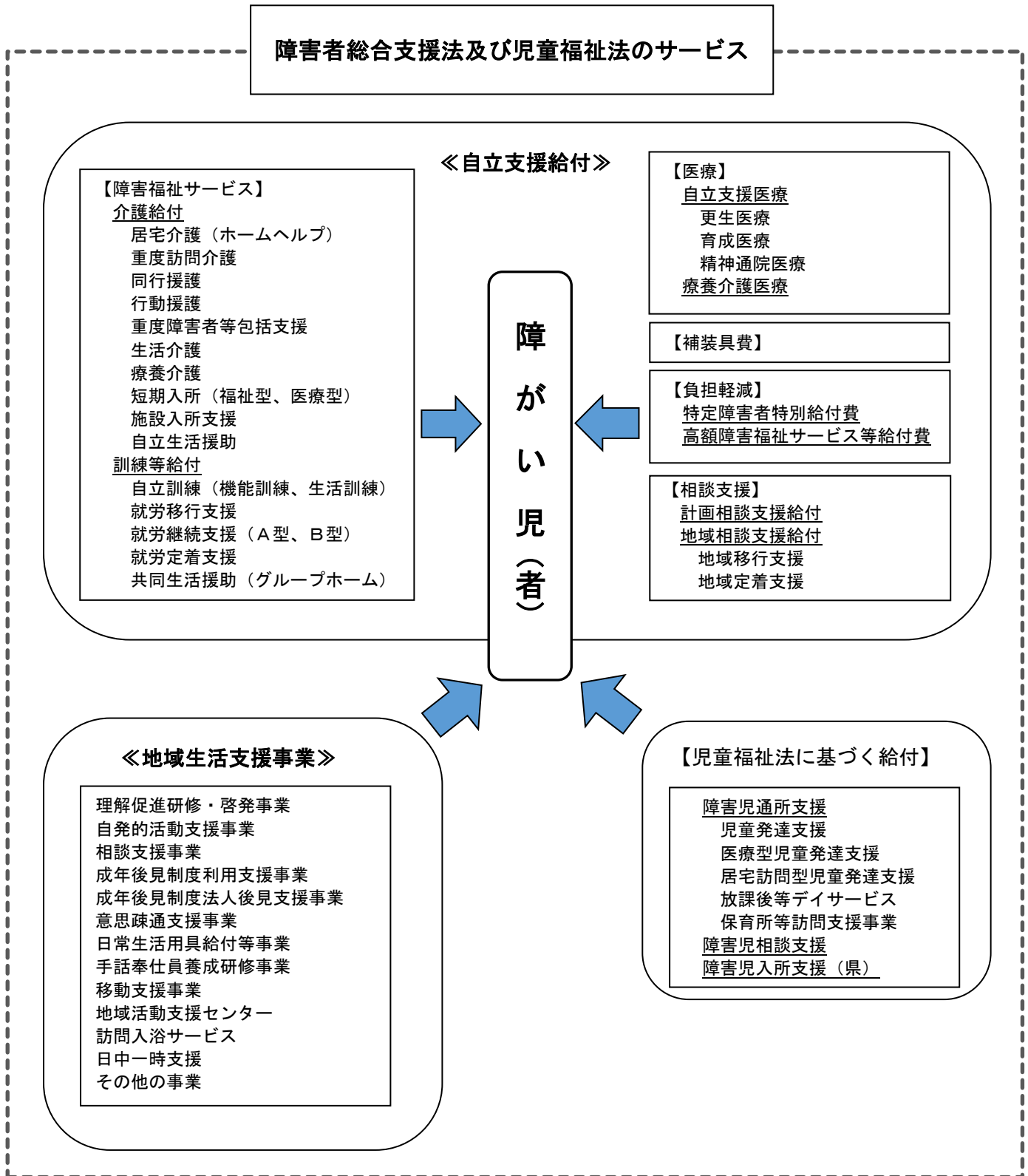
計画期間は、令和6年度から令和8年度までの3年間とします。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
小諸市障害福祉計画	第6期・第2期 令和3年度～令和5年度			第7期・第3期 令和6年度～令和8年度		
小諸市障害児福祉計画						
小諸市障害者計画	第5次福祉行動計画 令和3年度～令和8年度					

4 障害福祉サービス等の全体像

福祉サービスは、個別に支給決定が行われる「自立支援給付」と地域の特性や利用者の状況に応じて市が柔軟に実施できる「地域生活支援事業」に大別されます。

「障害福祉サービス」は、介護の支援を受ける場合には「介護給付」、訓練等の支援を受ける場合は「訓練等給付」に位置付けられます。



II 計画の基本的な考え方

1 基本理念

障害者総合支援法や児童福祉法の基本理念を踏まえつつ、次に掲げる点を配慮して障害福祉計画及び障害児福祉計画を作成します。

(1) 障がい児（者）の自己決定の尊重と意思決定の支援

共生社会を実現するため、障がい児（者）の自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮するとともに、障がい児（者）が必要とする障害福祉サービスやその他の支援を受けながら、本人が望む地域生活や社会生活を送ることができるように、障害福祉サービスや障害児通所支援等の提供体制の整備を進めます。

(2) 障がい種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施等

障がいの種別によらず、必要な人が必要な支援を身近な地域で受けられるように、障害福祉サービスの充実を図ります。また、発達障害者、高次脳機能障害者、難病患者等が障害者総合支援法に基づく給付の対象になっていることについて周知を図るとともに、必要な情報提供を行うなど、障害福祉サービスの活用を促進します。

(3) 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備

入所施設や精神科病院等から地域生活への移行の促進と、地域生活を継続するための支援の充実を図るとともに、障がい者の就労や職場定着を支援するために、サービス提供体制の整備と地域生活支援の拠点づくり、地域の社会資源の活用等を図っていきます。

また、精神障がい者が地域で安心して自分らしく生活ができるように、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築を進めるとともに、差別や偏見のない、あらゆる人が共生できる包摂的（インクルーシブ）な社会の実現に向けた取組を推進します。

(4) 地域共生社会の実現に向けた取組

地域のあらゆる住民が「支え手」と「受け手」に分かれるのではなく、地域、暮らし、生きがいをともに創り、高め合うことができる地域共生社会の実現に向け、地域住民が主体的に地域づくりに取り組むための仕組み作りや制度の縦割りを超えた柔軟なサービスの確保に取り組むとともに、地理的条件や地域資源の実態等を踏まえながら、包括的な支援体制の構築に取り組めます。

(5) 障がい児の健やかな育成のための発達支援

障がい児とその家族に対して、障がいの疑いがある段階から身近な地域で支援が受けられるように、障がい種別にかかわらず、質の高い専門的な支援が提供される体制の構築を図ります。

また、障がい児のライフステージに沿って、地域の関係機関が連携し、切れ目の無い一貫した支援を提供する体制の構築を図るとともに、障がいの程度や状態により、できる限り地域の保育、教育等の支援を受けることができるようにすることで、全ての児童が共に成長できるよう、地域社会への参加や包容（インクルージョン）を推進します。

さらに、人工呼吸器を装着している障がい児その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障がい児（以下「医療的ケア児」という。）が専門的な支援を円滑に受けることができるように、各関連分野が共通の理解に基づき協働する包括的な支援体制の構築を図ります。

(6) 障害福祉人材の確保・定着

障がい者の重度化・高齢化が進む中においても、将来にわたって安定的に障害福祉サービス等を提供し、様々な障害福祉に関する事業を実施していくために、専門性を高めるための研修の実施や多職種間の連携の推進、障がい福祉の現場が働きがいのある魅力的な職場であることの積極的な周知・広報等、関係者と協力して取り組めます。

(7) 障がい者の社会参加を支える取組

障がい者が文化芸術を享受したり、創造や発表等の多様な活動に参加する機会を確保したりすることを通じて、障がい者の個性や能力を発揮及び社会参加の促進を図ります。また、「読書バリアフリー法」を踏まえ、視覚障がい者等の読書環境の整備を計画的に推進します。

さらに、障害特性に配慮した意思疎通支援や支援者の養成、障がい者当事者によるICT活用等の促進を図ります。

2 障害福祉サービスの提供体制の確保に関する基本的な考え方

(1) 必要とされる障害福祉サービスの充実

地域で安心して暮らしていくことができるように、必要とされる障害福祉サービスの充実を図ります。

(2) グループホーム等の充実及び地域生活支援拠点等の整備と機能の充実

地域における居住の場としてのグループホームの充実を図るとともに、自立生活援助、地域移行支援及び地域定着支援、自立訓練事業等の推進により、入所等から地域生活への移行を進めます。

また、必要とされる障害福祉サービスを充実させることによって、障がい者等の地域における生活の維持・継続を図るとともに、地域生活支援拠点の整備と必要な機能の充実を図ります。

(3) 福祉施設から一般就労への移行等の推進

就労移行支援事業及び就労定着支援事業等の推進により、障がい者の福祉施設から一般就労への移行とその定着を進めます。

(4) 強度行動障がいや高次脳機能障害のある人に対する支援体制の充実

強度行動障がいや高次脳機能障害のある人に対して、障害福祉サービス等において適切な支援ができるよう、支援ニーズを把握するとともに、人材育成等を通じて支援体制の整備を図ります。

(5) 依存症対策の推進

アルコールや薬物、ギャンブル等をはじめとする依存対策については、依存症に対する誤解や偏見を解消するための関係職員に対する研修の実施や幅広い普及啓発、相談機関や医療機関の周知や整備、自助グループ等の当事者団体を活用した回復支援が重要なため、地域において様々な関係機関が密接に連携して当事者とその家族に対する支援を行います。

3 相談支援の提供体制の確保に関する基本的な考え方

(1) 相談支援体制の構築

障がい児（者）が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むためには、障害福祉サービスの提供体制の確保とともに、これらのサービスの適切な利用を支え、各種ニーズに対応する相談支援体制の構築が不可欠です。また、相談支援事業者等は、障がい児（者）とその家族が抱える複合的な課題を把握し、適切な保健、医療、福祉サービスにつなげる等行政機関その他関係機関との連携が求められます。

障害福祉サービスの利用にあたって作成されるサービス等利用計画については、支給決定に先立ち必ず作成されるよう体制を確保し、維持することが重要です。そのうえで、個別のサービス等利用計画の作成にあたっては、利用者の状態や希望を勘案し、継続性と一貫性を持った障害福祉サービス又は地域相談支援等が提供されるよう総合的な調整を行うとともに、利用者の生活状況を定期的に把握し、必要に応じた見直しを行う必要があります。

このため、福祉に関する各般の課題について障がい児（者）からの相談に応じる体制の整備に加えて、サービス等利用計画の作成を含めた相談支援を行う人材の育成支援、個別事例における専門的な指導や助言を行うほか、利用者及び地域の障害福祉サービスや地域相談支援等の社会的基盤の整備の実情を的確に把握し、特定相談支援事業所の充実のため、必要な施策の確

保を推進します。また、これらの取組を効果的に進めるため、地域における相談支援の中核機関である基幹相談支援センターを設置し、相談支援に関して指導的役割を担う人材である主任相談支援専門員を計画的に確保するとともに、その機能を有効に活用します。

また、地域の相談機関と連携を強化し、障がい者等、家族、地域住民等にとってアクセスしやすい相談支援体制を充実するとともに、協議会においても、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等更なる強化に向けた検討を行います。

(2) 地域生活への移行や地域定着のための支援体制の確保

障がい者支援施設や精神科病院等から地域生活に移行した後の地域への定着はもとより、現に地域で生活している障がい児(者)がそのまま住み慣れた地域で生活できるようにするため、地域移行支援とあわせて、自立生活援助や地域定着支援等のサービスの提供体制の充実を図ります。

(3) 発達障害者等に対する支援

発達障害者等の早期発見・早期支援には、発達障害者等とその家族等への支援が重要なことから、保護者等が子どもの発達障害の特性を理解し、必要な知識や方法を身につけ、適切な対応ができるよう、ペアレントプログラムやペアレントトレーニング等の発達障害者等とその家族等に対する支援体制の確保を推進します。

4 障がい児支援の提供体制の確保に関する基本的な考え方

(1) 地域支援体制の構築

障害児通所支援等における障がい児及びその家族に対する支援について、障がい児の障がい種別や年齢別等のニーズに応じて、身近な場所で提供できるように、地域における支援体制の整備を推進します。

児童発達支援センターは、障がいの重度化・重複化や多様化に対応する専門的機能の強化を図ったうえで、地域における中核的な支援施設として位置付け、障害児通所支援等を実施する事業所と緊密な連携を図り、スーパーバイズ・コンサルテーション機能の支援体制、重層的な障害児通所支援の体制整備を推進します。

(2) 保育、保健医療、教育、就労支援等の関係機関と連携した支援

障害児通所支援の体制整備にあたっては、保育園、認定こども園、幼稚園、子どもセンター、児童館等の子育て支援施策と緊密な連携を図ることが重要です。併せて、令和6年4月から市に設置される「こども家庭センター」と連携した支援体制の構築を図ります。また、障がい児支援が適切に行われるためには、支援が円滑に引き継がれることも含め、学校、障害児通所支援事業所、障害児相談支援事業所、就労移行支援等の障害福祉サービスを提供する事業所等が緊密な連携を図るとともに、教育委員会との連携体制の確保を推進します。

(3) 地域社会への参加・包容の推進

保育所等訪問支援を活用し、障害児通所支援事業等が保育園や認定こども園、幼稚園、小学校及び特別支援学校等の育ちの場での支援に協力できるような体制を構築することにより、障害のあるなしにかかわらず、全ての児童が共に成長できるよう、地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進を図ります。

(4) 特別な支援が必要な障がい児に対する支援体制の整備

医療的ケア児が身近な地域で必要な支援が受けられるように、佐久圏域自立支援協議会等と連携して支援体制の充実を図ります。

(5) 障がい児相談支援の提供体制の充実

障がい児相談支援は、障がいの疑いのある段階から、障がい児本人や家族に対する継続的な相談支援を行うとともに、支援を行うにあたって関係機関をつなぐ中心となる重要な役割を担っています。このため、障がい者に対する相談支援と同様に、障がい児相談支援についても質の確保及びその向上を図りながら、支援の提供体制の構築を図ります。

5 計画の推進体制

(1) 市内及び関係機関との連携強化

障がい児（者）に関する施策は、保健、医療、福祉、教育、就労、生活環境など、広範囲にわたっていることから、幅広い分野における関係部署と連携しながら、総合的かつ効果的な計画の実施を図ります。さらに、幅広い分野における関係機関との連携を強化し、総合的かつ継続的な支援を進めます。

(2) 国や県、近隣市町との連携強化

計画の推進にあたっては、今後の制度改正なども重要になるため、国や県からの情報を収集しながら、制度改正などの変化を踏まえて施策を展開していきます。さらに計画を適切に推進し、目標を達成するために、国や県の補助事業などを活用し、必要な財源の確保に努めるとともに、適切な利用や負担など、障がい児（者）に対する施策の一層の充実に向けて国や県に要望していきます。

(3) 様々な組織や団体との協働体制強化

障がい児（者）やその家族の団体、佐久広域連合障害者相談支援センター及び相談支援事業所、障害福祉サービス事業所や障害児通所事業所、保健・医療関係機関、教育関係機関、就労支援機関など様々な組織や団体との協働体制の強化に取り組み、障がい児（者）の支援を進めます。

(4) 広報啓発活動の推進

本計画に基づく施策を推進するためには、一人ひとりの障がい特性や障がい児（者）に対する配慮など、住民、社会全体の理解が重要です。

行政はもとより、障がい児（者）やその家族、佐久広域連合障害者相談支援センター及び相談支援事業所、障害福祉サービス事業所や障害児通所事業所などが連携し、さまざまな機会をとらえて啓発活動を行い、地域社会における「心のバリアフリー」の実現を進めます。

Ⅲ 成果目標及び活動指標

障がい者等の自立支援の観点から、地域生活への移行や就労支援といった課題に対応するため、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標について、令和8年度を目標年度として、次に掲げる事項について、国の基本指針や長野県全体の数値目標との整合性を図り、前期計画の実施状況や地域課題などを踏まえて成果目標及び活動指標を設定します。

1 施設入所者の地域生活への移行

本市では、地域の実情を踏まえ、障がいのある人の状況と意向、地域の受け入れ体制等の状況を踏まえた上、サービス事業者や各種支援機関等と連携しながら、地域移行の取り組みを進めます。また、居住の場として、公営住宅や民間の賃貸住宅等の様々な社会資源の活用を図るとともに、相談支援事業者やサービス提供事業者等の関係機関が連携した地域移行支援体制を推進します。

項目	数値	考え方
施設入所者数	51人	令和4年度末現在の全施設入所者数
[目標値] 施設入所者の削減数	0人 —	令和8年度末時点の施設入所者の削減数

2 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障がい者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしができるように、精神障がい（発達障害及び高次脳機能障害を含む）にも対応した地域包括ケアシステムの構築を進めるため、地域での保健、医療、福祉等の関係者による協議を行うことを目標とします。

項目		R6年度	R7年度	R8年度	
保健・医療・福祉関係者による協議の開催回数		3回	3回	3回	
保健・医療・福祉関係者による協議の参加者数	関係機関	保健	2人	2人	2人
		医療（精神科）	2人	2人	2人
		福祉	5人	5人	5人
		介護	1人	1人	1人
		当事者	1人	1人	1人
		家族	1人	1人	1人
		その他	2人	2人	2人
保健・医療・福祉関係者による目標設定及び評価課題に対するアプローチについての検討	目標設定	事例検討	課題に対するアプローチについての検討	各分野の役割の整理	
	評価の実施回数	1回	1回	1回	

3 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

障がい児（者）の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、住み慣れた地域で安心して暮らせるための「地域生活支援拠点等の整備」において、佐久圏域では複数の機関が分担して機能を担う「面的整備」の運用を平成30年度から開始しました。

地域の実情に応じた段階的に機能強化を図るため、佐久圏域の状況を把握しながら地域生活支援拠点等の機能強化、充実させるため、関係機関とともに取り組みます。

(1) 地域生活支援拠点等の整備

項目	R 6 年度	R 7 年度	R 8 年度
地域生活支援拠点等の数	1 箇所	1 箇所	1 箇所
運用状況の検証及び検討の回数 (回/年)	2 回	2 回	2 回

(2) 強度行動障害（※）の状態にある者への支援体制整備

項目		R 6 年度	R 7 年度	R 8 年度
強度行動障害を有する者への支援のニーズの把握と支援体制の整備	ニーズの把握の実施	無	有	無
	支援体制の構築	無	無	有
	実施の体制			圏域において実施体制の整備を図る

※強度行動障害はもともとの障がいではなく、自傷、他害、こだわり、もの壊し、睡眠の乱れ、異食、多動など本人や周囲の人のくらしに影響を及ぼす行動が、著しく高い頻度で起こるため、特別に配慮された支援が必要になっている状態を指します。

4 福祉施設から一般就労への移行等

福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、令和8年度中に一般就労に移行する者の人数について、令和3年度の移行実績の1.67倍とすることを目標値として設定します。

障がい者の就労促進のため、ハローワーク、佐久圏域障がい者就業・生活支援センター、佐久圏域障害者自立支援協議会等の関係機関と連携を図り、ジョブコーチ（職場適応援助者）派遣事業やトライアル雇用（試行雇用）事業等の利用を促進するとともに、雇用情報の提供に努めていきます。

(1) 福祉施設から一般就労への移行者数

目 標		令和3年度実績	令和8年度目標
福祉施設から一般就労への移行者数（①～③合計）		3 人	5 人 1.67倍
①就労移行支援事業における一般就労への移行者数		1 人	1 人 1.00倍
②就労継続支援事業における一般就労への移行者数	A 型	2 人	2 人 1.00倍
	B 型	0 人	2 人 — 倍
③生活介護・自立訓練（機能訓練/生活訓練）から一般就労への移行者数（参考）		0 人	0 人

(2) 福祉施設から一般就労へ移行する者のうち、就労定着支援事業の利用者

就労移行支援事業等から一般就労へ移行する者の4割以上の者が就労定着支援事業を利用することを目標とします。

年度	就労移行支援事業等から一般就労への移行者	左記のうち就労定着支援の利用者数	割合
R6年度	5人	1人	20%
R7年度	5人	1人	20%
R8年度	5人	2人	40%

(3) 就労定着率8割以上の就労定着支援事業所の割合

年度	市内の就労定着支援事業所数	左記事業所のうち就労定着率8割以上の事業所数	割合
R6年度	1箇所	1箇所	100%
R7年度	1箇所	1箇所	100%
R8年度	1箇所	1箇所	100%

5 障がい児支援の提供体制の整備等

障がい児については、教育、保育等の利用状況を踏まえ、居宅介護や短期入所等の障がい福祉サービス、障がい児通所支援の専門的な支援の確保及び共生社会の形成促進の観点から、保健、医療、保育、教育、就労支援等の関係機関とも連携を図ったうえで、障がい児及びその家族に対して、乳幼児期から高校卒業まで効果的な支援を身近な場所で提供する体制の構築を図ることが重要です。

そのための方策として、地域支援体制の構築、関係機関と連携した支援、地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進、特別な支援が必要な障がい児に対する支援体制の整備、障がい児相談支援の提供体制の確保などが考えられます。

障がい児支援の提供体制の整備等について、次の目標を定めます。

(1) 障がい児の地域社会への参加・包容を推進する体制の構築整備

項目		R6年度	R7年度	R8年度
障がい児の地域社会への参加・包容を推進する体制の構築整備	体制の有無	無	無	有
	実施の体制			児童発達支援センターが地域の中核的役割を担う機関とし、関係機関の連携の下で、協力しながら支援を行う体制づくりを整備する

(2) 児童発達支援センターの設置

佐久圏域で協力し、すべての市町村において児童発達支援センターによる支援が受けられる体制の整備を目指します。

目 標
令和8年度末までに佐久圏域全市町村で利用できる体制を整備

(3) 保育所等訪問支援の充実

佐久圏域で協力し、すべての市町村において保育所等訪問支援を利用できる体制の充実を目指します。

目 標
既存事業所等におけるサービス提供体制の充実

(4) 主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

佐久圏域で協力し、すべての市町村において主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保と支援の充実を目指します。

目 標
既存事業所等におけるサービス提供体制の充実

(5) 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置

佐久圏域自立支援協議会において、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るとともに、医療的ケア児コーディネーターの配置を目指します。

目 標
医療的ケア児コーディネーターの配置人数 1人（佐久圏域）

6 相談支援体制の充実・強化等

障害福祉サービスの提供体制の確保とともに、相談支援体制の充実が必要です。相談支援体制を充実・強化するため、基幹相談支援センターによる総合的・専門的な相談支援を実施するとともに、地域の相談支援体制を強化する体制を確保します。

項目		R6年度	R7年度	R8年度
総合的・専門的な相談支援の実施	体制の有無	有	有	有
	実施の体制	佐久広域連合障害者相談支援センター（市町村事業・基幹機能）と、療育コーディネーター、発達障がいサポートマネージャー、就業・生活支援センター等の国・県事業との連携による支援体制及び地域の関係機関や市町村事業所連絡会等との連携を強化し、重層的、横断的な相談支援体制を実施する。また、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等更なる強化に向けた検討を行う。		
地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言の回数		15回	15回	15回
地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数		6件	6件	6件
地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数		24回	24回	24回
個別事例の支援内容の検証実施回数		4回	4回	4回
主任相談支援専門員の配置人数		2人	2人	2人

7 障害福祉サービスの質を向上させるための取組に係る体制の構築

本市職員が障害者総合支援法の具体的内容を理解し、障害福祉サービス等の利用状況の把握・検証を行うとともに、自立支援審査支払システム等を活用し、請求の過誤を無くすための取組や適正な運営を行っている事業所を確保することが必要です。

利用者が真に必要とする障害福祉サービス等を提供していくため、本市職員のスキルアップや、障害者自立支援審査支払システム等の審査結果を活用した事業所の運営適正化の取組、事業所に対する実地指導の結果について県と市町村の情報共有など、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組を実施する体制の構築を目指します。

(1) 障害福祉サービス等に係る各種研修の活用

項目	R6年度	R7年度	R8年度
県が実施する障害福祉サービス等に係る研修等への市職員の参加人数	2人	2人	2人

(2) 障害者自立支援審査システムによる審査結果の共有

項目	R6年度	R7年度	R8年度
体制の有無	有	有	有
実施方法	該当事業所との審査結果の情報共有		
実施回数	12回	12回	12回

8 障害福祉サービス等の見込量及び提供体制確保

障害福祉サービス等の見込量については、前期計画期間における利用実績や障害福祉サービス等に対するニーズの動向等を勘案し、令和8年度末までに必要とされる障害福祉サービス等の見込量を推計します。

(1) 訪問系サービス

① サービスの内容

サービス名	サービス内容
居宅介護 (ホームヘルプ)	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います
重度訪問介護	重度の肢体不自由者、重度の知的障がい者又は精神障がい者で、常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います
同行援護	視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する人に、移動に必要な情報の提供（代筆・代読を含む）、移動の援護等の外出支援を行います
行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動するとき、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います

② 訪問系サービスの見込量（年間合計を12で除した1ヶ月あたりの見込量）

サービス名	見込むもの	実績	見込量			
		R4年度	R6年度	R7年度	R8年度	
居宅介護	利用時間（時間）	437	640	654	667	
	利用人数（人）	45	47	48	49	
重度訪問介護	利用時間（時間）	1	3	3	3	
	利用人数（人）	1	1	1	1	
同行援護	利用時間（時間）	11	33	33	33	
	利用人数（人）	2	3	3	3	
行動援護	利用時間（時間）	357	389	389	422	
	利用人数（人）	11	12	12	13	
重度障害者等包括支援	利用時間（時間）	0	0	0	0	
	利用人数（人）	0	0	0	0	

③ 見込量確保のための方策

訪問系サービスに関する情報提供に努めるとともに、障がいの種別によらない新たな事業者の参入を働きかけ、サービス提供事業者の確保に努めます。

また、障がい特性を理解したヘルパーの養成・確保に努め、サービス提供体制の充実を図ります。

(2) 日中活動系サービス

① サービスの内容

サービス名	サービス内容
生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します
自立訓練 (機能訓練)	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能の維持、向上のために必要な訓練を行います
自立訓練 (生活訓練)	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、生活能力の維持、向上のために必要な支援、訓練を行います
就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います
就労継続支援A型	一般企業等での就労が困難な人に、雇用して就労の機会を提供するとともに、能力等の向上のために必要な訓練を行います
就労継続支援B型	一般企業等での就労が困難な人に、就労する機会を提供するとともに、能力等の向上のために必要な訓練を行います
就労定着支援	一般就労に移行した人に、就労に伴う生活面の課題に対応するための支援を行います
療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の支援を行います
短期入所	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います

② 日中活動系サービスの見込量（年間合計を12で除した1ヶ月あたりの見込量）

サービス名	見込むもの	実績	見込量		
		R 4 年度	R 6 年度	R 7 年度	R 8 年度
生活介護	利用日数（人日分）	2,567	2,604	2,641	2,678
	利用者数（人）	139	141	143	145
自立訓練 （機能訓練）	利用日数（人日分）	0	0	0	0
	利用者数（人）	0	0	0	0
自立訓練 （生活訓練）	利用日数（人日分）	67	72	77	82
	利用者数（人）	7	8	9	10
就労選択支援	利用者数（人）			1	1
就労移行支援	利用日数（人日分）	60	100	140	160
	利用者数（人）	3	5	7	8
就労継続支援 （A型）	利用日数（人日分）	167	188	188	209
	利用者数（人）	8	9	9	10
就労継続支援 （B型）	利用日数（人日分）	2,304	2,549	2,713	2,876
	利用者数（人）	141	156	166	176
就労定着支援	利用者数（人）	3	5	6	7
療養介護	利用者数（人）	8	8	8	8
短期入所 （福祉型）	利用日数（人日分）	39	70	73	73
	利用者数（人）	7	8	9	9
短期入所 （医療型）	利用日数（人日分）	3	20	21	21
	利用者数（人）	1	2	3	3

③ 見込量確保のための方策

就労機会の拡充にむけて、就労移行支援や就労継続支援に関しては、地域の関係機関や団体・企業などと連携しながら、雇用促進に努めるとともに、自立した生活を支えることができるよう、工賃等の向上にも留意していきます。

また、障がいのある人が地域で生活を続けていくうえで、障がい特性や一人一人の意欲、適性、能力などに応じて、働く場や活動の場が身近なところにあることが望まれます。このため、一般企業などへの就職が困難な障がいのある人を対象とする福祉的就労の場の確保やサービス事業所の安定運営を図るとともに、福祉的就労の場や養護学校などから地域の企業・事業所への一般就労に向けたより一層の促進、就職後の安定就労を図るため、市内における就労支援体制の確立に努めます。

(3) 居住系サービス

① サービスの内容

サービス名	サービス内容
自立生活援助	一人暮らしに必要な理解力・生活力等を補うため、定期的な居宅訪問や随時の対応により日常生活における課題を把握し、必要な支援を行います
共同生活援助 (グループホーム)	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談、入浴、排せつ、食事の介護、日常生活上の援助を行います
施設入所支援	施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います

② 居住系サービスの見込量（年間合計を12で除した1ヶ月あたりの見込量）

サービス名	見込むもの	実績	見込量		
		R4年度	R6年度	R7年度	R8年度
自立生活援助	利用者数（人）	0	1	2	2
うち精神障がい者の利用	利用者数（人）	0	1	2	2
共同生活援助	利用者数（人）	68	68	69	70
うち日中サービス支援型 共同生活援助	利用者数（人）	5	5	6	6
うち精神障がい者の利用	利用者数（人）	16	16	17	18
施設入所支援	利用者数（人）	51	51	51	51

③ 見込量確保のための方策

自立した生活を希望する方や入所・入院からの地域移行に対応するため、共同生活援助（グループホーム）について、地域の理解を深めながら整備を推進し、必要なサービス量の確保に努めます。

また、相談支援体制や在宅生活支援の充実をはじめ、住宅やグループホームなどの生活の場、雇用・就労の機会、日常的な居場所の確保など、地域をあげた包括的な自立支援のための仕組みづくりに努めます。

一方、施設入所支援については、障害支援区分に基づき、必要な人が利用できるよう努めます。

(4) 相談支援

① サービスの内容

サービス名	サービス内容
計画相談支援	障害福祉サービスを利用するすべての障がい者及び地域相談支援を利用する障がい者を対象に、支給決定を行う際にサービス利用計画を作成するとともに、一定期間後において、サービスの利用状況の検証（モニタリング）を行い、計画の見直しを行います
地域移行支援	障害者支援施設等に入所している障がい者や精神科病院に入院している精神障がい者等を対象に、住居の確保その他の地域生活に移行するための活動に関する相談支援を行います
地域定着支援	居宅において単身で生活している障がい者等を対象に、常時の連絡体制を確保し、緊急時には必要な支援を行います

② 相談支援の見込量（年間合計を12で除した1ヶ月あたりの見込量）

サービス名	見込むもの	実績	見込量		
		R4年度	R6年度	R7年度	R8年度
計画相談支援	利用者数（人）	105	115	126	138
地域移行支援	利用者数（人）	0	1	0	0
うち精神障がい者の利用	利用者数（人）	0	1	0	0
地域定着支援	利用者数（人）	0	0	0	0
うち精神障がい者の利用	利用者数（人）	0	0	0	0

③ 見込量確保のための方策

障がいのある児童を含む障害福祉サービスの利用者が、個別の状況に応じたサービスを利用できるよう相談支援事業所と連携し、障がいのある人が一人一人の生活状況や必要な支援を適切に提供するため、家族、行政、サービス事業所、学校関係者、医療機関など関係者・関係機関が相談支援に相互にかかわり、地域での生活を支援します。

(5) 障がい児支援

① サービスの内容

サービス名	サービス内容
児童発達支援	未就学の障がい児が通所により、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの支援を行います
医療型児童発達支援	肢体不自由（上肢、下肢又は体幹の機能障がい）がある未就学の障がい児が通所により、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの支援及び治療を行います
放課後等デイサービス	就学している障がい児が、放課後や学校の休業日に通所により、生活能力の向上のための必要な訓練、社会との交流促進などの支援を行います
保育所等訪問支援	保育所等を利用又は利用予定の障がい児に対して、訪問により、保育所等における集団生活の適応のための専門的な支援を行います
居宅訪問型児童発達支援	重度の障がい等により外出が著しく困難な障がい児の居宅を訪問して発達支援を行います
福祉型障害児入所支援	施設に入所している障がい児に対して、保護、日常生活の指導及び知識技能の付与を行います
医療型障害児入所支援	施設に入所又は指定医療機関に入院している障がい児に対して、保護、日常生活の指導及び知識技能の付与並びに治療を行います
障害児相談支援	障がい児が障害児通所支援（児童発達支援、放課後等デイサービス等）を利用する前に障害児支援利用計画を作成し、通所支援開始後、一定期間ごとにモニタリングを行う等の支援を行います

② 障がい児支援の見込量（年間合計を12で除した1ヶ月あたりの見込量）

サービス名	見込むもの	実績	見込み		
		R4年度	R6年度	R7年度	R8年度
児童発達支援	利用日数（人日分）	103	116	123	132
	利用児童数（人）	36	39	43	46
医療型児童発達支援	利用日数（人日分）	0	0	0	0
	利用児童数（人）	0	0	0	0
放課後等デイサービス	利用日数（人日分）	648	693	715	751
	利用児童数（人）	63	73	80	87
保育所等訪問支援	利用日数（人日分）	2	2	3	3
	利用児童数（人）	2	2	3	3
居宅訪問型 児童発達支援	利用日数（人日分）	0	0	0	0
	利用児童数（人）	0	0	0	0
福祉型児童入所支援	利用児童数（人）	2	2	2	2
医療型児童入所支援	利用児童数（人）	1	4	4	4
障害児相談支援	利用児童数（人）	34	44	56	62
医療的ケア児に対する 関連分野の支援を調整 するコーディネーター	配置人数（人）	1	1	1	1 (佐久圏域)

③ 見込量確保のための方策

支援を必要とする児童や早期に療育が必要である障がい児が、障がい児通所支援（児童発達支援、放課後等デイサービス等）を通して、適切な時期に適切な療育を受けることができるように、提供体制の充実に努めます。

(6) 基盤整備計画

障害福祉サービス等の必要な量の見込みから、サービスの種類ごとに必要な定員数又は事業所数を見込みます。

①障害福祉サービス

サービス名	見込むもの	実績	見込量		
		R4年度	R6年度	R7年度	R8年度
生活介護	定員数(人)	139	141	143	145
【再掲】生活介護(通所のみ)		75	77	79	81
自立訓練(機能訓練)		0	0	0	0
自立訓練(生活訓練)		7	8	9	10
就労選択支援				1	1
就労移行支援		3	5	7	8
就労継続支援(A型)		8	9	9	10
就労継続支援(B型)		141	156	166	176
就労定着支援		3	5	6	7
療養介護		8	8	8	8
短期入所(福祉型)		7	8	9	9
短期入所(医療型)		1	2	3	3
自立生活援助		0	1	2	2
共同生活援助		68	68	69	70
うち日中サービス支援型共同生活援助		5	5	6	6
施設入所支援	51	51	51	51	
特定相談支援	事業所数 (箇所数)	9	9	9	9
一般相談支援 (地域移行支援)		3	3	3	3
一般相談支援 (地域定着支援)		3	3	3	3

②障がい児支援

サービス名	見込むもの	実績	見込量		
		R 4 年度	R 6 年度	R 7 年度	R 8 年度
児童等発達支援	定員数（人）	36	39	43	46
医療型児童発達支援		0	0	0	0
放課後等デイサービス		63	73	80	87
保育所等訪問支援		2	2	3	3
居宅訪問型児童等発達支援		0	0	0	0
福祉型児童入所支援		2	2	2	2
医療型児童入所支援		1	4	4	4
障害児相談支援	事業所数 (箇所数)	8	8	8	8

(7) 地域生活支援事業

地域生活支援事業は、障がいのある人が、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、市町村が実施主体となって、地域の特性や利用者の状況に応じた事業を行い、福祉の増進を図るとともに、障がいの有無にかかわらずすべての人が安心して暮らすことができる地域社会の実現を目的としています。

本市では、地域生活支援事業の実施にあたり、これまでのサービス水準を確保するとともに、サービスの利用状況や地域における福祉基盤の整備状況などを勘案しながら、実情に応じた事業展開を図ります。

① 地域生活支援事業の内容

事業名	事業内容
理解促進研修・啓発事業	障がい者等が日常生活又は社会生活を営むうえで生じる「社会的障壁」を除去するため、障がい者等の理解を深めるための研修・啓発を推進します
自発的活動支援事業	障がい者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるように、障がい者等やその家族、地域住民が自発的に行う活動（ピアサポート、災害対策、孤立防止活動、ボランティア活動等）に対して支援し、共生社会の実現を図ります
相談支援事業	障がい者等、障がい児の保護者又は障がい者等の介護者からの相談に応じて、必要な情報の提供等の便宜を供与することや権利擁護のための必要な援助を行います
障害者相談支援事業	福祉サービスの利用援助（情報提供、相談等）、社会資源を活用するための支援、社会生活力を高めるための支援、権利擁護のために必要な援助等を行います。また、地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として基幹相談支援センターを設置し、総合的・専門的な相談支援の実施、地域の相談支援体制の強化、権利擁護・虐待防止に関する業務等を行います
基幹相談支援センター等機能強化事業	市町村における相談支援事業が適正かつ円滑に実施されるよう、一般的な相談支援事業に加え、特に必要と認められる能力を有する専門的職員を基幹相談支援センター等に配置することや、基幹相談支援センター等が地域における相談支援事業者等に対する専門的な指導・助言、情報収集・提供、人材育成の支援、地域移行に向けた取組等を実施します
住宅入居等支援事業	賃貸契約による一般住宅への入居を希望しているが、保証人がいない等の理由により入居が困難な障がい者等に対し、入居に必要な調整等に係る支援を行うとともに、家主等への相談・助言を通じて障がい者等の地域生活を支援します
成年後見制度利用支援事業	障害福祉サービスを利用し又は利用しようとする知的障がい者又は精神障がい者に対して、成年後見制度の申立てに要する経費（登記手数料、鑑定費用等）及び後見人等への報酬等の全部又は一部を助成します
成年後見制度法人後見支援事業	成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援します
意思疎通支援事業	意思疎通を図ることに支障がある障がい者等に、手話通訳者又は要約筆記者等の派遣等を行い、意思疎通の円滑化を図ります

手話通訳者・要約筆記者派遣事業、手話通訳者設置事業	聴覚、言語機能、音声機能、その他の障がいにより、意思疎通を図ることに支障がある障がい者等を支援するため、手話通訳者の設置や手話通訳者・要約筆記者の派遣を行います
日常生活用具給付等事業	重度障がい者等に対して、自立生活支援用具等の日常生活用具の給付又は貸与等を行い、日常生活の支援を推進します
介護・訓練支援用具	特殊寝台、特殊マット、特殊尿器、入浴担架、体位変換器、移動橈用リフト、訓練いす（障がい児のみ）、訓練用ベッド
自立生活支援用具	入浴補助用具、便器、T字状・棒状のつえ、移動・移乗支援用具、特殊便器、火災警報器、自動消火器、歩行時間延長信号機用小型送信機、電磁調理器、聴覚障害者用屋内信号装置
在宅療養等支援用具	透析液加温器、ネブライザー、電気式たん吸引器、酸素ボンベ運搬車、視覚障害者用体温計（音声式）、視覚障害者体重計、パルスオキシメーター
情報・意思疎通支援用具	携帯用会話補助装置、情報・通信支援用具、点字ディスプレイ、点字器、点字タイプライター、視覚障害者用ポータブルレコーダー、視覚障害者用活字文書読上げ装置、視覚障害者用拡大読書器、視覚障害者用時計、聴覚障害者用通信装置、聴覚障害者用情報受信装置、人工咽頭、埋込型人工鼻、福祉電話（貸与）、ファックス（貸与）、視覚障害者用ワードプロセッサ（共同利用）、点字図書
排泄管理支援用具	ストマ用装具、紙おむつ等、収尿器
居宅生活動作補助用具（住宅改修費）	居宅生活動作補助用具、小規模な住宅改修
手話奉仕員養成研修事業	聴覚障がい者等との交流活動の促進、市町村の広報活動などの支援者として期待される日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員を養成研修します
移動支援事業	屋外での移動が困難な障がい者等について、外出のための支援を行い、地域での自立生活及び社会参加を促進します
地域活動支援センター	障がい者等の日中活動の場として、創作的活動や生産活動へ参加する機会の提供、社会との交流促進等の機会の提供を行い、地域生活支援の促進を図ります

② 地域生活支援事業の見込量

種類	見込むもの	実績	見込量			
		R4年度	R6年度	R7年度	R8年度	
理解促進研修・啓発事業	実施の有無	無	有	有	有	
自発的活動支援事業	実施の有無	無	無	無	有	
相談支援事業						
障害者相談支援事業	実施見込箇所数	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	
	基幹相談支援センターの設置の有無	有	有	有	有	
基幹相談支援センター等機能強化事業	実施の有無	有	有	有	有	
住宅入居等支援事業	実施の有無	無	無	無	無	
成年後見制度利用支援事業	実利用見込者数	0人	1人	1人	1人	
成年後見制度法人後見支援事業	実施の有無	有	有	有	有	
意思疎通支援事業						
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	実利用見込件数	27件	28件	29件	30件	
	手話通訳者設置事業	実設置見込者数	1人	1人	1人	
日常生活用具給付等事業						
介護・訓練支援用具	給付等見込件数	5件	5件	5件	5件	
自立生活支援用具	給付等見込件数	4件	4件	4件	4件	
在宅療養等支援用具	給付等見込件数	4件	5件	6件	7件	
情報・意思疎通支援用具	給付等見込件数	2件	4件	5件	6件	
排泄管理支援用具	給付等見込件数	852件	915件	930件	950件	
居宅生活動作補助用具(住宅改修費)	給付等見込件数	0件	2件	2件	2件	
手話奉仕員養成研修事業	実養成講習終了見込者数	0人	1人	2人	2人	
移動支援事業	実利用見込者数	17人	19人	20	20人	
	延べ利用見込時間数	1,769時間	1,814時間	1,860時間	1,860時間	
地域活動支援センター	実施見込箇所数	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	
	実利用見込者数	52人	52人	52人	52人	

IV 小諸市第二期成年後見制度利用促進計画

知的障がい・精神障がいにより、たとえ判断能力が不十分で、自らにとって必要なことを主張したり、一人で選択・決定することが難しい状態でも、地域社会に参画し、尊厳あるその人らしい生活を継続できるよう、地域の権利擁護支援の在り方を総合的に考え、市民に必要な権利擁護の支援につなげることができる地域の仕組みづくりが求められています。

国の第二期成年後見利用促進基本計画では、地域共生社会の実現という目的に向け、地域連携ネットワークを支える本人を中心にした支援・活動における共通基盤となる考え方として、意思決定支援や権利侵害からの回復支援を主要な手段とした「権利擁護支援」を位置づけています。このため、研修や虐待対応等の様々な機会を通して意思決定支援や権利侵害からの回復支援を行います。



1 権利擁護の取り組みの強化・成年後見制度等の利用促進

(1) 理解促進に向けた広報周知

権利擁護や障害者虐待防止、成年後見制度等について、理解促進や相談窓口の周知を図ります。

(2) 相談体制の強化

障がい者相談支援センター、相談支援事業所と連携し、権利擁護の身近な相談窓口となり、関係職種や関係機関との連携を図り課題解決に努めます。

(3) 障害者虐待対応、障害者虐待防止の取り組み

障害者虐待防止センターを福祉課内に設置し、障害者虐待の相談・通報を受けた際は、法的責任に基づき組織的に協議・対応を実施します。また、日頃から事業所等関係機関との連携を密にし、障害者虐待の防止や早期発見の取り組みを行います。

(4) 成年後見制度の利用促進

成年後見利用促進法における成年後見利用促進計画に則り、権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築を更に進めます。

審判申立て者のいない場合の市長申立て、利用にかかる費用負担の困難な方に対する費用助成を行います。

(5) 関係機関等との連携強化

障がい者相談支援センター、相談支援事業所、さく成年後見支援センターや司法機関との連携を図ります。

2 事業の概要

障害福祉サービス利用の観点から、成年後見制度の利用が有用であると認められる判断能力が十分でない障がい者に対して、利用支援にかかる事業を行い、権利擁護を図ります。

事業名	事業内容
成年後見制度 利用支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ・知的及び精神障がいのために判断能力が十分でない方で、費用負担が困難なこと等から制度利用が進まない方の支援のため、成年後見制度の申立てに要する経費（申立手数料、鑑定費用等）及び後見人等への報酬の全部又は一部を助成する。 ・身寄りがないなどで申立てを行うことが困難な場合に市長が代わって申立てを行う。
成年後見制度 法人後見支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ・成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援する。

3 サービスの見込量

障がい者本人及び家族等の介助者の高齢化等により、今後の需要と必要性は増加が見込まれます。

種類	見込むもの	実績			
		R 4 年度	R 6 年度	R 7 年度	R 8 年度
成年後見制度 利用支援事業	利用見込み 件数	0人	1人	1人	1人
成年後見制度 法人後見支援事業	実施の有無	有	有	有	有

4 権利擁護支援の地域連携ネットワーク

成年後見利用促進法における成年後見利用促進計画に則り、権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築を更に進めます。

権利擁護支援の地域連携ネットワークとは、全国どの地域においても、必要な方が、本人らしい生活を守るための制度として成年後見制度を利用できるよう、各地域における相談窓口を整備するとともに、権利擁護支援の必要な方を発見し、適切に必要な支援につなげる地域連携の仕組みです。

既存の保健・医療・福祉に司法も含めた連携の仕組みを構築するものとされ、「チーム：本人を中心とした親族、福祉・医療・地域等の関係者と後見人等で構成され、本人意思を確認しながら必要な対応をする組織」「協議会：チームに対して法律・福祉等の専門職や関係機関が必要な支援を行えるよう協力・連携体制づくりを進める合議体」「中核機関」を構成要素とし、「権利擁護支援の必要な人の発見・支援」、「早期の段階からの相談・対応体制の整備」、「意思決定支援、身上保護を重視した成年後見制度の運用に資する支援体制の構築」という3つの役割を担います。

権利擁護支援の地域連携ネットワークの3つの役割

【権利擁護支援の必要な人の発見・支援】

地域において、権利擁護に関する支援が必要な人（財産管理や必要なサービス利用手続きを自ら行うことが困難な状態であるにもかかわらず必要な支援を受けていない人、虐待を受けている人など）の発見に努め、速やかに必要な支援に結び付ける。

【早期の段階からの相談・対応体制の整備】

成年後見制度の利用について、住民が身近な地域で相談できるよう、窓口等の体制を整備する。

【意思決定支援・身上保護を重視した成年後見制度の運用に資する支援体制の構築】

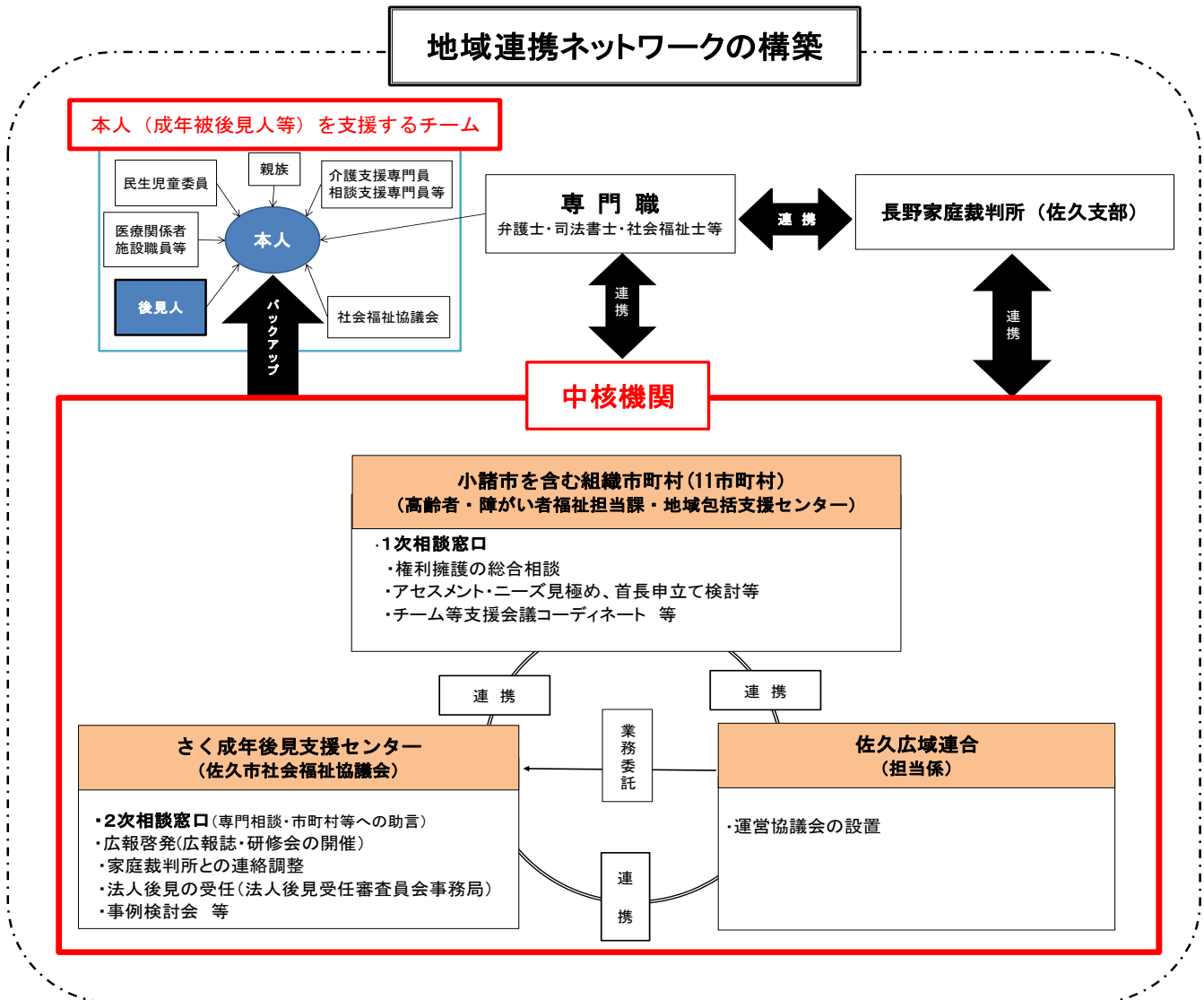
成年後見制度を、本人らしい生活を守るための制度として利用できるよう、本人の意思、心身の状態及び生活の状況等を踏まえた運用を可能とする地域の支援体制を構築する。

また、中核機関は、専門職による専門的な助言等の支援の確保や、協議会の事務局など、地域連携ネットワークのコーディネートを担う機関です。本市では、中核機関の機能を、本市を含めた佐久圏域の既存の機能を活かして三機関（小諸市・さく成年後見支援センター・佐久広域連合）が役割分担を行い、中核機関として位置付け、上記の地域連携ネットワークの構築を進めています。

併せて、成年後見制度利用支援事業により、成年後見制度を利用したくても、自ら申し立てることが困難であったり、身近に申し立てる親族がいなかったり、申し立ての経費や成年後見人等の報酬を負担できない等の理由により制度を利用できない方に対し、申し立て支援や助成等を実施し、利用支援を行います。


佐久圏域における権利擁護支援の地域連携ネットワーク

広域エリアのため既存の機能を活かし、3機関（市町村担当窓口・さく成年後見支援センター・佐久広域連合）の役割分担の明確化と連携促進により中核機関として位置付け、地域連携ネットワークの構築を進める



【佐久圏域における中核機関の役割分担】

中核機関の役割としては、これまでの3機関（市・さく成年後見支援センター・佐久広域連合）が担ってきた機能を軸に役割を分担します。
 なお、網掛け部分については、地域の実情に合わせて段階的に検討していくものとします。

中核機関に求められている機能・役割		新規機能	主に機能を担う中核機関			
司令塔機能	地域の権利擁護支援・成年後見制度利用促進機能の強化に向けて、進捗管理・コーディネート等を行う。		中核機関の共通事項 (各機関が連携し体制整備を担う)			
事務局機能	地域における「協議会」を運営する。		佐久広域連合(運営協議会) さく成年後見支援センター(事例検討会)			
進行管理機能	地域において「3つの検討・専門的判断」を担保する。					
			広報・啓発相談窓口	1 研修・講演会等による周知・広報	さく成年後見支援センター	
				2 明確な相談窓口	一次相談窓口(小諸市、地域包括支援センター) 二次相談窓口(さく成年後見支援センター)	
			①権利擁護の支援の方針についての検討・専門的判断	アセスメント・支援検討	3 権利擁護アセスメント・ニーズの見極め	一次相談窓口(小諸市、地域包括支援センター)
					4 検討の仕組み① 支援方法検討(首長申立含)	一次相談窓口(小諸市、地域包括支援センター) ※「支援困難ケース」は二次相談窓口である、さく成年後見支援センターとケース会議等により情報共有し検討する
					5 日自支援事業等からの移行検討	さく成年後見支援センター
					6 任意後見監督人選任の助言	● (段階的に検討)
			②本人にふさわしい成年後見制度の利用に向けた検討・専門的判断	成年後見制度利用促進	7 申立て(家族等)に係る相談・支援	さく成年後見支援センター
					8 検討の仕組み② 適切な候補者推薦のための検討	● (段階的に検討) ※候補者となる団体と協議の場の設置
					9 市民後見人の育成・活動支援	● (段階的に検討)
			③モニタリング・バックアップの検討・専門的判断	後見人等への支援	10 チーム等支援会議コーディネート	一次相談窓口(小諸市、地域包括支援センター)
					11 親族後見人等への相談窓口	さく成年後見支援センター
					12 家庭裁判所との連絡調整	さく成年後見支援センター
13 報告書類等作成支援	● さく成年後見支援センター					

《資料》

佐久圏域障害者自立支援協議会

○協議会の目的

佐久圏域における障害福祉計画に基づく事業の推進と障害福祉サービスの適切な運用及び相談支援事業の適切かつ効果的な運営体制を確保することを目的としています。

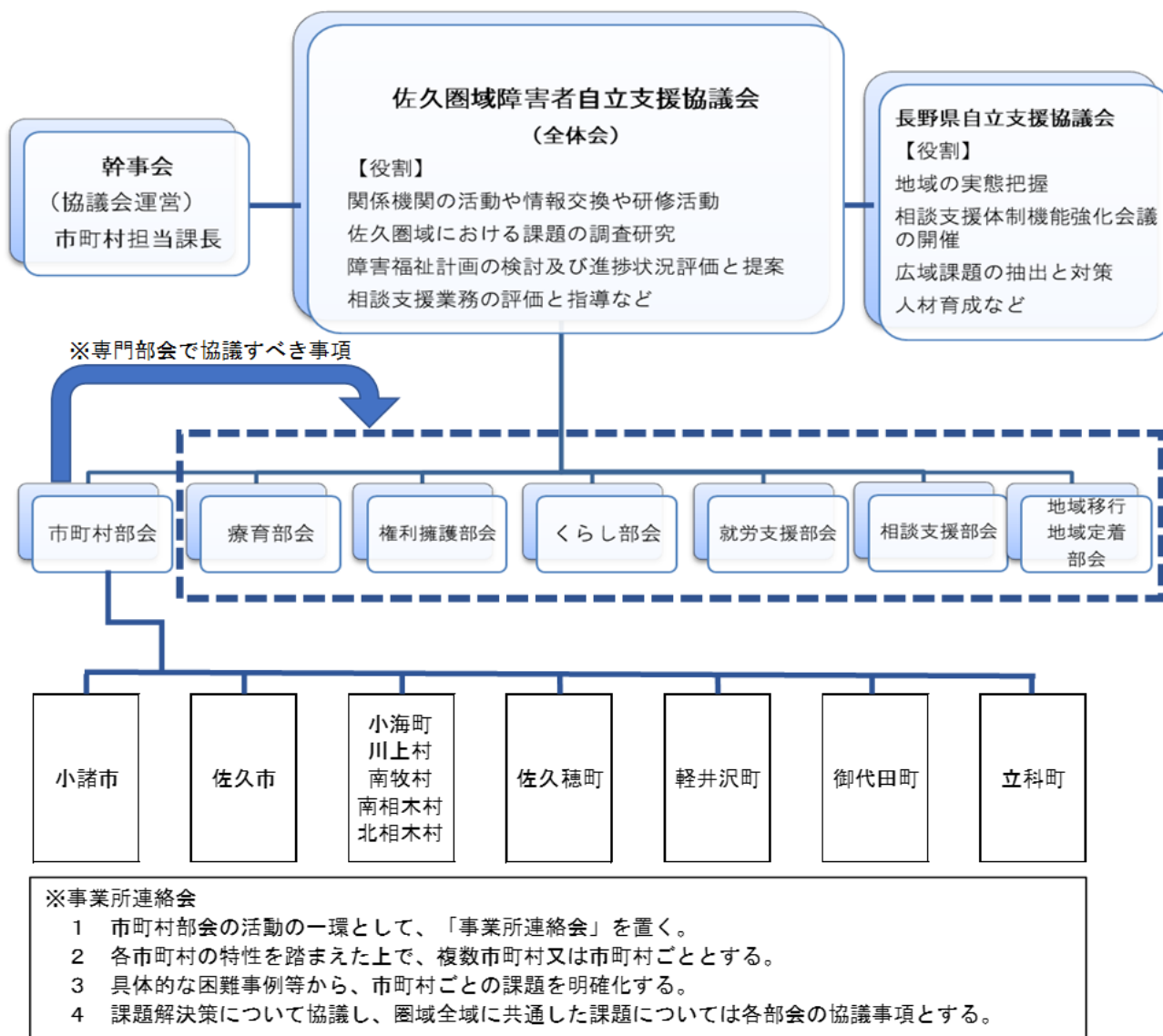
○協議会の委員

社会福祉団体、障害福祉施設、養護学校、公共職業安定所、医師会、相談支援受託事業者、行政、識見者、公募により選出

○協議会の協議事項

- ① 佐久圏域における関係機関の活動及び情報の交換と研修
- ② 佐久圏域における関係機関の業務及び活動を通じて課題となっている事項
- ③ 障害福祉計画の検討及び進捗状況の評価と提案
- ④ 相談支援事業の評価と指導
- ⑤ 障害者総合支援法の円滑な推進に関し必要な事項

佐久圏域障害者自立支援協議会の構成図



小諸市障害者計画等審議会委員名簿

(順不同・敬称略)

審議会 役職	団体名	役職名	氏名
	社会福祉法人 小諸市社会福祉協議会	在宅支援係長	中尾 江里子
	社会福祉法人 小諸学舎	学舎長	小松 敏幸
会長	社会福祉法人 小諸青葉福祉会	障害者支援施設 やまびこ園 園長	佐藤 正雄
	社会福祉法人 七草会	卯の花作業所 管理者	太田 猛
	一般社団法人 小諸北佐久医師会	小諸支部長	富岡 邦昭
	佐久公共職業安定所	雇用指導官	高野 正彦
	長野県小諸養護学校	教頭	柳澤 徹
	長野県佐久児童相談所	主任児童心理専門員	高橋 一夫
	社会医療法人 恵仁会 さく発達相談支援センター	療育コーディネーター	馬場 ひかり
副会長	小諸市民生児童委員協議会	副会長	中村 美枝子
	小諸商工会議所	専務理事	森泉 浩行
	小諸市身体障害者福祉協会	理事	依田 三男
	小諸市精神障害者家族会 はこべ会	副会長	小川 島子
	佐久聴覚障害者協会	会長	岡村 和人
	市民公募委員		上野 隆一

審議会の開催経過

会議等	年月日	内容
第1回審議会	令和5年7月3日	計画概要説明、アンケート調査の検討
アンケート調査	令和5年8月	
第2回審議会	令和6年1月22日	計画案の協議
パブリックコメント	令和6年1月26日～2月26日	広報こもろ1月号、ホームページ等
第3回審議会	令和6年3月22日	計画案の協議、最終合意
答申	令和6年3月29日	